耐震診断、耐震補強工事などの費用を助成

あなたのお住まい、大丈夫ですか。

■木造住宅無料耐震診断

対象建物 昭和56年5月31日以前に着工した在来軸組

構法、伝統的構法または枠組壁工法による 一戸建ての木造住宅で、床面積の2分の1

以上が居住用であること など

募集件数 24件(先着順)

募集期間 5月6日(木)~12月28日(火)

■木造住宅耐震補強工事

対象事業 耐震診断の結果が、基準未満であった木造

住宅を補強する工事で、県木造住宅耐震相 談士が、設計および工事監理を行う耐震補 強工事であること など

助成金額 耐震補強工事に要した費用に補助率を乗じ

て得た額(最大110万円※消費税分を除く)

募集件数 7件(先着順)

募集期間 5月6日(木)~11月30日(火)

建築物耐震診断

対象建物 昭和56年5月31日以前に着工した建築物

(木造住宅を除く)

助成金額 耐震診断に要した費用に補助率を乗じて得

た額(建築物により限度額が異なります。

※消費税分を除く)

募集件数 助成金額の合計が100万円を超えるまで

(先着順)

募集期間 5月6日(木)~11月30日(火)

■吹き付け建材アスベスト含有調査

調査対象 建築物に使用されている、アスベストの含

有が懸念される吹き付け建材

助成金額 調査に要した費用の額(最大25万円※消費

税分を除く)

募集件数 助成金額の合計が25万円を超えるまで(先

着順)

募集期間 5月6日(木)~12月28日(火)

〈共通事項〉

申込方法 都市計画課にある申込書に必要事項を記入の上、所定の書類を添えて申し込みください。

問 都市計画課(内線541)

ブロック塀など撤去費用の補助金

地震によるブロック塀などの倒壊を防ぎ、安全なまちづくりを進めるため、撤去費用の一部を補助します。

対象工事

下記の全ての要件を満たす、市内で所有するコンクリートブロック塀、石塀、コンクリート塀、レンガ塀を撤去するための工事

- ・公衆用道路、通学路または公共施設の敷地に面していること。
- ・撤去しようとするブロック塀などの高さが、敷地面から0.6メートル以上あること。
- ・ブロック塀などの撤去後は、敷地面高0.6メートルを超えて残さないこと。
- ・ブロック塀などを撤去する延長は、2メートル以上あること。

補助金額

撤去するブロック塀等	限度額	補助率	補助金の限度額
通学路に面するもの	「撤去に要する経費」と「撤去するブロック塀の面積(㎡) ×1万円」のいずれか少ない額	2/3	30万円
上記以外		1/2	20万円

※補助対象となるのは、公衆用道路、通学路、公共施設の敷地に面している部分のみで、面していない部分は対象となりません。

申請方法

危機管理室で事前相談をした後、申込書に必要書類を添えて同室へ提出してください。※先着順

問 危機管理室(内線511)